

2007年12月21日
株式会社日立製作所
執行役社長 古川一夫
(コード番号:6501)
(上場取引所:東・大・名・福・札)

当社子会社による公開買付けの開始に関するお知らせ

当社子会社である日立化成工業株式会社(コード番号:4217/執行役社長 長瀬寧次)は、2007年12月21日開催の同社取締役会において、日立粉末冶金株式会社(コード番号:5944/執行役社長 藤波弘)の株式を公開買付けにより取得することを決議しましたので、別紙のとおりお知らせします。

以上

平成 19 年 12 月 21 日

各 位

会 社 名 日立化成工業株式会社
代 表 者 名 執行役社長 長瀬 寧次
(コード番号 4217 東証、大証一部)
問 合 せ 先 経営戦略室 広報・IR 担当部長
加藤 丈士
(電話：03 - 5381 - 2370)

日立粉末冶金株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 12 月 21 日開催の取締役会において、日立粉末冶金株式会社（コード番号：5944 東証第一部 以下「対象者」又は「日立粉末冶金」といいます。）の普通株式を、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の発行済株式総数の 52.57%（17,072,340 株。平成 19 年 9 月 30 日現在。）を保有し、対象者を子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいいます。）としておりますが、今般、対象者の発行済株式のすべて（ただし、当社が保有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした本公開買付けを実施することを決定いたしました。

(2) 本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

当社は、昭和 38 年に株式会社日立製作所の化学製品部門が分離独立して営業を開始して以来、長年培ってきたポリマーテクノロジーを核として事業分野の拡大に努め、幅広い事業分野を擁する化学メーカーとして、常に先端を行く技術と製品の開発に取り組んでまいりました。

対象者は、昭和 27 年に日立化工株式会社として創業し、粉末冶金製品、コロイド黒鉛製品等の生産を開始しました。昭和 38 年の当社営業開始と同時に当社と合併して当社粉末冶金部門となり、昭和 43 年には、同部門が日立粉末冶金株式会社として独立しました。対象者は、創業以来、粉末冶金製品及び化成品の製造販売を中心に事業を展開してまいりましたが、独自の技術に裏打ちされた製品群は国内外の顧客の高い評価と信頼を得、トップクラスの粉末冶金メーカーとしての地位を確立し、対象者株式は、昭和 62 年に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に指定され、平成 7 年には東京証券取引所市場第一部に指定されました。現在では、アジア及び北米にも拠点を構え、日立化成グループの中核企業としてグローバルに事業を展開しております。

現在当社は、世界的に高成長が見込まれ、かつ当社の技術的な強みが発揮できる「情報通信・ディスプレイ」「自動車」「エネルギー」「ライフサイエンス」の 4 つの領域を有望な事業分野として位置付け、事業の拡大に注力しております。また、当社の企業価値向上のためには、日立化成グループ内の事業の相乗効果を最大限に発揮させることが不可欠と考え、事業の統合やグループ会社間の連携強化のための施策も鋭意実施してまいりました。

対象者は、これまで、自動車部品を主軸とする粉末冶金分野とカーボン製品を主軸とする化成品分野を中心に事業を展開してまいりましたが、近年、日立化成グループが特に注力している「自動車」及び「エネルギー」の各領域における事業の一層の成長と発展を図るべく、当社との間で技術面及び販売面における連携を進めてまいりました。当社では、その効果は十分に発揮されていると考えておりますが、いずれの事業領域も潜在的な成長性の点で高い魅力を有する一方、世界的な競争がますます激しくなって行くことも確実であり、将来に向けて、当社と対象者が連携を一層密にし、事業全体の視点に立ち成長力の向上を図る必要性もまた大きな課題と認識するに至りました。

現在当社は、対象者の発行済株式の 52.57%を保有しておりますが、上記のような認識に基づき、日立化成グループの事業の成長を確かなものにするためには、当社が対象者の全株式を取得し、当社と対象者相互の事業の連携をさらに深め、研究開発から製造、販売等に至る一連の業務全体において相乗効果を追求することが最善と判断しました。すなわち、自動車部品やカーボン製品事業における当社と対象者の経営資源をより緊密に連携させることにより、技術力の向上や業務の効率化等を通してさらに高度な事業価値が顧客に提供でき、また、新たな市場を開拓することによって、当社及び対象者それぞれの企業価値を一層向上させることができるものと考え、対象者の完全子会社化を目的として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

今後は、当社及び対象者が保有する優れた技術を各社の製品開発に応用するとともに、各社が築き上げてきた幅広い顧客基盤を相互に活用すること等により、事業の相乗効果を高めてまいります。また、対象者にとりましても、当社の完全子会社となることは、日立化成グループ全体の経営資源の有効活用により競争力の強化と事業の拡大が図れるため、企業価値向上の好機になるものと考えております。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）より株式価値算定書を取得し、参考としております。買付価格である 1 株当たり 705 円は、かかる野村證券による株式価値算定書を参考にしながら、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、決定したものです。なお、本公開買付けにおける買付価格 705 円は、平成 19 年 12 月 20 日までの過去 1 カ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値の単純平均値 513 円（小数点以下四捨五入）に対して 37.43%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

対象者においては、第三者算定機関である株式会社 KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）より株式価値算定書を取得しました。また、対象者は、リーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所から買付手続の適法性や対象者取締役会の現時点での経営判断の当否等に関する助言も得、それらの内容を参考にして、平成 19 年 12 月 21 日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討しました。その結果、対象者の取締役会においては、本公開買付けが対象者の収益基盤の強化に資するものであり、ひいては今後のさらなる企業価値向上にも寄与するものである、また、本公開買付けの諸条件は公正妥当であり、対象者の株主に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の決議をしております。

対象者は、当社の子会社に該当するものであり、当社と対象者との利益相反を回避するため、上記のとおり当社及び対象者は、それぞれ別個に当社及び対象者から独立した第三者算定機関より対象

者の株式価値に関する意見を取得し、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断に当たりこれを参考にしております（なお、当社及び対象者は、第三者算定機関からは公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）

上記の対象者の取締役会の決議は、KPMGによる株式価値算定書に加えて、リーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所の助言を得ながら、その内容を参考にしております。なお、当社の執行役常務である宮内克己及び角田和好は対象者の社外取締役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、これらの2名は上記の対象者の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していません。

(4) 本公開買付け後の見通し（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記(2)のとおり対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により対象者を完全子会社化することを予定しております。本公開買付けで対象者の全株式を取得できなかったときには、本公開買付け終了後に、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（略式株式交換に該当し対象者の株主総会における承認決議を必要としない場合を含みます。以下「本株式交換」といいます。）を実施することを対象者に要請する予定です。本株式交換においては、対象者の株主が有する対象者株式の対価として当社の株式を交付することを予定しており、これにより本公開買付けに応募しなかった対象者の株式はすべて当社の株式と交換され、当社の株式1株以上を割り当てられた対象者の株主は、当社の株主となります。本株式交換を実施する場合の株式交換比率は、本公開買付け終了後に当社と対象者が各社の株主の利益を十分に配慮の上、協議し決定する予定であり、現時点では未定です。ただし、本公開買付けの買付価格及び当社株式の株価水準その他の諸要因を勘案して、本株式交換により対象者の株主が受け取る対価（当社の株式等。ただし、当社の1株未満の端数株を割り当てられた場合は、端数株売却代金の分配となります。）の経済的価値は、本公開買付けの買付価格と同等のものとなることを予定しております。しかし、本公開買付けと本株式交換の時期の違い、当社及び対象者の業績の変動、当社株式の株価の変動、株式相場の影響並びに裁判所の判断等によっては、当該対価の経済的価値が本公開買付けの買付価格を上回る、又は下回る可能性もあります。本公開買付けは、対象者の株主に対し、公開買付けを経ることなく株式交換を実施する場合に比べて、より早期の金銭による対価を受領する機会を提供するとともに、その後に予定している本株式交換により当社株式の交付を受ける機会を提供することで、対象者の株主にその受領する対価の内容及び時期について選択する機会を提供することができること等を勘案し、実施することといたしました。

なお、完全子会社となる対象者の株主は、法令の手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の1株当たりの買取価格は、対象者の業績の変動、株式相場の影響並びに裁判所の判断等により、本公開買付けの買付価格又は本株式交換により対象者の株主が受け取る対価の経済的価値と異なる可能性があります。本公開買付け、本株式交換又は本株式交換に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

本株式交換は、平成20年4月頃を目処に実施する予定ですが、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外を対象者株主による対象者株式の保有状況、当社及び対象者の業績等の変動や株式市場の影響等によっては、実施の有無又は時期に変更が生じる可能性があります。本株式交換の内容については、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、流動性等に係る東京証券取引所の上場廃止基準に従い、本公開買付けの完了をもって、所定の手続を経て

上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で、当該基準に該当しない場合でも、対象者が本株式交換により当社の完全子会社となることが予定されておりますので、上記のとおり東京証券取引所の上場廃止基準に従い所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者株式に係る株券を東京証券取引所において取引することができなくなります。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

商 号	日立粉末冶金株式会社	
事 業 内 容	粉末冶金製品及び化成品の製造、販売	
設 立 年 月 日	昭和 43 年 8 月 16 日	
本 店 所 在 地	千葉県松戸市稔台五丁目 2 番地 1	
代表者の役職・氏名	執行役社長 藤波 弘	
資 本 金	4,434 百万円 (平成 19 年 9 月 30 日現在)	
大株主及び持株比率	日立化成工業株式会社	52.57%
	日鉱金属株式会社	9.49%
	日立粉末冶金社員持株会	1.40%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1.35%
	シービーエヌワイ ディエフエイ インターナショナル キャップ バリュウ ポートフォリオ (常任代理人 シティ バンク エヌ エイ東京支店)	0.75%
	ゴールドマン サックス インターナショナル (常任代理人 ゴールドマン サックス証券会社)	0.72%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	0.67%
	株式会社損害保険ジャパン	0.46%
	ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) リ ユーケー ペンション ファンズ イグゼンプト レンディ ング アカウント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	0.40%
	株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	0.34%
		(平成 19 年 3 月 31 日現在)
買付者と対象者の 関 係 等	資 本 関 係	当社は、対象者の発行済株式総数の 52.57% (17,072,340 株)(平成 19 年 9 月 30 日現在)の株式を保有しており、親会社であります。
	人 的 関 係	当社は、対象者に対して取締役 2 名を派遣しております。
	取 引 関 係	当社と対象者又はその役員との間には、重要な取引はありません。
	関連当事者への 該 当 状 況	対象者は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(2) 買付け等の期間

届出当初の買付け等の期間

平成 19 年 12 月 27 日 (木曜日) から平成 20 年 2 月 12 日 (火曜日) まで (28 営業日)

対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

金融商品取引法 (以下「法」といいます。) 第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。) の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 20 年 2 月 14 日 (木曜日) までとなり

ます。

(3) 買付け等の価格 1株につき金 705 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するに当たり、当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券より提出された株式価値算定書を参考にしました。野村證券は市場株価平均法、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）、類似会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、株式価値算定書においては、市場株価平均法では513円から533円、DCF法では619円から779円、類似会社比較法では638円から675円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されております。なお、市場株価平均法に関しては、以下の各期間における東京証券取引所市場第一部における対象者株式の平均株価（普通取引終値）に基づき株式価値の算定がなされております。

株価採用期間		1株当たり 株式価値
算定基準日終値	平成19年12月19日	513円
直近の重要事実 公表日以降38 営業日平均	平成19年10月26日～12月19日	533円
直近1ヵ月平均	平成19年11月20日～12月19日	513円
算定結果		513円～533円

なお、上記直近の重要事実とは、平成19年10月25日に対象者より公表された「平成20年3月期中間決算短信」を指しております。

当社は、株式価値算定書の各手法の算定結果を比較検討し、市場株価平均法による算定結果の最低値である513円からDCF法による算定結果の最高値である779円を対象者の株式価値のレンジと考え、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ検討を進めました。さらに、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に本公開買付けにおける買付価格を1株当たり705円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、平成19年12月20日までの過去1ヵ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値の単純平均値513円（小数点以下四捨五入）に対して37.43%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額になります。

算定の経緯

現在当社は、既存事業の拡大に注力するとともに、当社の企業価値向上のためには、日立化成グループ内の事業の相乗効果を最大限に発揮させることが不可欠と考え、事業の統合やグループ会社間の連携強化のための施策も鋭意実施してまいりました。

かかる施策の一つとして、当社は、平成19年9月頃から対象者の完全子会社化についての検討を開始いたしました。当社は、当社が対象者の全株式を取得し、当社と対象者相互の事業の連携をさらに深め、研究開発から製造、販売等に至る一連の業務全体において相乗効果を追求することにより、当社及び対象者それぞれの企業価値を一層向上させることができるものと考え、対象者の完全子会社化を目的として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

以上の検討を経て、平成19年11月に野村證券をフィナンシャル・アドバイザーとして起用し

て、本公開買付けに関する具体的な検討・交渉・協議を開始し、以下の経緯により本公開買付けにおける株券の買付価格を決定いたしました。

算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するに当たり、野村證券より株式価値算定書を平成 19 年 12 月 20 日に取得しております。

意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、DCF 法、類似会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、株式価値算定書においては、市場株価平均法では 513 円から 533 円、DCF 法では 619 円から 779 円、類似会社比較法では 638 円から 675 円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されておりました。

当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券による株式価値算定書の各手法の算定結果を比較検討し、市場株価平均法による算定結果の最低値である 513 円から DCF 法による算定結果の最高値である 779 円を対象者の株式価値のレンジと考え、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付け決定の際に付与されたプレミアムの実例を踏まえ検討を進めました。

さらに、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成 19 年 12 月 21 日開催の当社取締役会において本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 705 円と決定いたしました。

買付価格の公正性を担保するためのその他の措置

対象者においては、第三者算定機関である KPMG より株式価値算定書を取得し、また、買付手続の適法性や対象者取締役会の現時点での経営判断の当否等に関してリーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所の助言を得ながら、その内容を参考にして、平成 19 年 12 月 21 日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けが対象者の収益基盤の強化に資するものであり、ひいては今後のさらなる企業価値向上にも寄与するものである、また、本公開買付けの諸条件は公正妥当であり、対象者の株主に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の決議をしております。

利益相反を回避するための措置

当社と対象者との利益相反を回避するため、上記のとおり当社及び対象者は、それぞれ別個に当社及び対象者から独立した第三者算定機関より対象者の株式価値に関する意見を取得し、買付価格の決定又は本公開買付けに対する賛同の判断に当たりこれを参考にしております。

上記の対象者の取締役会の決議は、KPMG による株式価値算定書に加えて、リーガルアドバイザーである鳥飼総合法律事務所の助言を得ながら、その内容を参考にして行われております。なお、当社の執行役常務である宮内克己及び角田和好は対象者の社外取締役を兼務しておりますので、利益相反回避の観点から、これらの 2 名は上記の対象者の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していません。

算定機関との関係

野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限
15,281,272(株)	(株)	(株)

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定の株券等の数(以下「買付予定数」といいます。)は、「株式に換算した買付予定数」に記載しているとおり、対象者が平成19年10月25日に提出した平成20年3月期中間決算短信に記載された平成19年9月30日現在の発行済株式数(32,473,696株)から公開買付者が保有する株式数(17,072,340株)及び対象者が保有する自己株式数(120,084株)を控除したものになります。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります(株券が公開買付代理人(後記「(11)公開買付代理人」に記載されているものをいいます。)を通じて株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」といいます。)により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。)。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けにおいては、対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	17,072個	(買付け等前における株券等所有割合52.77%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	未定	(買付け等前における株券等所有割合未定)
買付予定の株券等に係る議決権の数	15,281個	(買付け等後における株券等所有割合100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	32,007個	-

- (注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在未定ですが、公開買付期間の開始日である平成19年12月27日までに調査の上、開示する予定です。
- (注2) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」の「買付け等前における株券等所有割合」は、「対象者の総株主等の議決権の数」に対する割合となります。
- (注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数に係る議決権の数を記載しております。
- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者からの報告に基づく平成19年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株としたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者からの報告に基づく単元未満株式に係る議決権の数(平成19年9月30日現在の単元未満株式346,696株から、平成19年9月30日現在の対象者の保有する単元未満自己株式84株を控除した346,612株に係る議決権の数である346個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を32,353個として計算しております。
- (注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 金10,773百万円

(注) 買付予定数(15,281,272株)に1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

決済の開始日

平成20年2月19日(火曜日)

(注)法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見
表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成20年2月21日(木曜日)となります。

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

株券等の返還方法

後記「(9)その他買付け等の条件及び方法」の「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、応募株主等への交付若しくは応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所への郵送により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人(若しくは公開買付代理人を通じて保管振替機構)により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容
該当事項はありません。応募株券等の全部の買付けを行います。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びロないしソ、第3号イないしチ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う

旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
(その他の野村證券株式会社全国各支店)

なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日
平成19年12月27日

(11) 公開買付代理人
野村證券株式会社

3. 本公開買付け後の方針及び今後の業績への影響の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが平成20年3月期業績予想に与える影響については、確定次第速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 当社と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについては、対象者の取締役会の賛同を得ております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成19年12月21日開催の取締役会において、平成20年3月期の期末配当を中止し、

1株当たりの配当予想を修正する旨決議しております。詳細については、対象者の同日付けのプレスリリースをご覧ください。

以 上

本プレスリリースは、当社による日立粉末冶金株式会社に対する公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧くださいの上で、ご自身のご判断でなさるようお願いいたします。

本プレスリリースには、日立粉末冶金株式会社株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載してあります。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、情報としての資料配布とみなされるものとします。

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なったり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
